



鳥取県公報

平成16年 8月31日(火)
号外第125号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正 (613) (福祉保健課)	1
	環境美化促進地区の指定の一部改正 (614) (循環型社会推進課)	2
	農業振興地域の区域の変更の一部改正 (2件) (615・616) (経営支援課)	2
	農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等の一部改正 (617) (〃)	4

告 示

鳥取県告示第613号

昭和46年鳥取県告示第783号(市町村の区域ごとの民生委員の定数について)の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後							改 正 前								
鳥取市	329人	八東町	21人	東郷町	20人	淀江町	23人	鳥取市	329人	八東町	21人	東郷町	20人	日吉津村	8人
米子市	298人	若桜町	24人	三朝町	35人	大山町	20人	米子市	298人	若桜町	24人	三朝町	35人	淀江町	23人
倉吉市	139人	用瀬町	17人	関金町	19人	名和町	25人	倉吉市	139人	用瀬町	17人	関金町	19人	大山町	20人
境港市	85人	佐治村	14人	北条町	21人	中山町	18人	境港市	85人	佐治村	14人	北条町	21人	名和町	25人
国府町	24人	智頭町	32人	大栄町	24人	日南町	31人	国府町	24人	智頭町	32人	大栄町	24人	中山町	18人
岩美町	48人	気高町	29人	琴浦町	64人	日野町	22人	岩美町	48人	気高町	29人	東伯町	38人	日南町	31人
福部村	11人	鹿野町	16人	西伯町	22人	江府町	19人	福部村	11人	鹿野町	16人	赤碕町	26人	日野町	22人
郡家町	30人	青谷町	29人	会見町	13人	溝口町	22人	郡家町	30人	青谷町	29人	西伯町	22人	江府町	19人
船岡町	17人	羽合町	20人	岸本町	20人			船岡町	17人	羽合町	20人	会見町	13人	溝口町	22人
河原町	29人	泊村	10人	日吉津村	8人			河原町	29人	泊村	10人	岸本町	20人		

鳥取県告示第614号

平成11年鳥取県告示第751号（環境美化促進地区の指定について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
1 指定する地区			1 指定する地区		
地区名	市町村	地区の区域	地区名	市町村	地区の区域
略			略		
<u>琴浦町逢東港地区</u>	<u>琴浦町</u>	東伯郡琴浦町大字逢東の一部（御幸川河口から西側600メートルの地点までの逢東海岸及び <u>琴浦町立逢東海岸ふれあい広場の区域</u> ）	<u>東伯町逢東港地区</u>	<u>東伯町</u>	東伯郡東伯町大字逢東の一部（御幸川河口から西側600メートルの地点までの逢東海岸及び <u>東伯町立逢東海岸ふれあい広場の区域</u> ）
<u>琴浦町ふるさと海岸地区</u>	<u>琴浦町</u>	東伯郡琴浦町大字赤碕の一部（ふるさと海岸、菊港先東突堤及び駐車場の区域）	<u>赤碕町ふるさと海岸地区</u>	<u>赤碕町</u>	東伯郡赤碕町大字赤碕の一部（ふるさと海岸、菊港先東突堤及び駐車場の区域）
<u>琴浦町船上山地区</u>	<u>琴浦町</u>	東伯郡琴浦町大字山川の一部（さわやか広場、さくらの園、野鳥の森及び散策の森周辺の区域）	<u>赤碕町船上山地区</u>	<u>赤碕町</u>	東伯郡赤碕町大字山川の一部（さわやか広場、さくらの園、野鳥の森及び散策の森周辺の区域）
略			略		
2 略			2 略		

鳥取県告示第615号

昭和59年鳥取県告示第423号（農業振興地域の区域の変更について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が

存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域
東伯農業振興地域	<p>平成16年9月1日町合併前の東伯町の区域のうち次の区域を除いた区域</p> <p>1 御幸川、一般国道9号、町道逢末下伊勢線、町道上伊勢線、町道浦安下伊勢線、県道東伯倉吉線、町道大正通線、県道野井倉浦安停車場線、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線、平成16年9月1日町合併前の赤碕町との境界線及び海岸線により囲まれた区域</p> <p>2 略</p> <p>3 昭和59年鳥取県告示第181号(地域森林計画の決定について)で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の平成16年9月1日町合併前の東伯町に係る林班番号13、16、25、29から32まで、39、45、47、52から54まで及び58から60までの区域、同林班番号20、21及び33の各一部の区域並びに昭和58年4月1日現在の国有林の区域</p>	東伯農業振興地域	<p>東伯町の区域のうち次の区域を除いた区域</p> <p>1 御幸川、一般国道9号、町道逢末下伊勢線、町道上伊勢線、町道浦安下伊勢線、県道東伯倉吉線、町道大正通線、県道野井倉浦安停車場線、国鉄山陰本線、赤碕町との境界線及び海岸線により囲まれた区域</p> <p>2 略</p> <p>3 昭和59年3月鳥取県告示第181号(地域森林計画の決定について)で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の東伯町に係る林班番号13、16、25、29から32まで、39、45、47、52から54まで及び58から60までの区域、同林班番号20、21及び33の各一部の区域並びに昭和58年4月1日現在の国有林の区域</p>

鳥取県告示第616号

昭和61年鳥取県告示第560号(農業振興地域の区域の変更について)の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

平成16年 8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
名 称	区 域	名 称	区 域

略		略	
赤碕地域	<p>平成16年9月1日町合併前の赤碕町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>1 平成16年9月1日町合併前の東伯町との境界、主要地方道赤碕大山線、町道福留線、西日本旅客鉄道株式会社山陰本線、月輪川及び海岸線により囲まれる区域（大字赤碕字下鶴ヶ澤1027の1、宇山之前1036の2、1037、1038の1から1038の3まで、1039の2、字腰廻1040、1041の1、1042の1、1043の内第1、1043の3、1044、字紺屋田1045、1045の内第1、1045の次1、1046、1047、1048の次1、1048の1、字狐塚野1920の37から1920の39まで、1920の88、1920の103を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>3 昭和44年鳥取県告示第5号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の平成16年9月1日町合併前の赤碕町に係る林班番号14から17まで、42、45、58及び59の全部の区域、同林班番号41、60及び64の一部の区域、昭和47年12月1日現在の国有林の林班番号1036の全部の区域、同林班番号77、79、80、81及び1035の一部の区域並びに昭和47年12月1日現在のハツタヒほか3の官行造林地の全部の区域</p>	赤碕地域	<p>赤碕町の区域のうち、次の区域を除いた区域</p> <p>1 東伯町との境界、国鉄山陰本線、主要地方道赤碕大山線、町道福留線、国鉄山陰本線、月輪川及び海岸線により囲まれる区域（大字赤碕字下鶴ヶ澤1027の1、宇山之前1036の2、1037、1038の1から1038の3まで、1039の2、字腰廻1040、1041の1、1042の1、1043の内第1、1043の3、1044、字紺屋田1045、1045の内第1、1045の次1、1046、1047、1048の次1、1048の1、字狐塚野1920の37から1920の39まで、1920の88、1920の103を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>3 昭和44年1月鳥取県告示第5号で定めた倉吉森林計画区に係る地域森林計画の赤碕町に係る林班番号14から17まで、42、45、58及び59の全部の区域、同林班番号41、60及び64の一部の区域、昭和47年12月1日現在の国有林の林班番号1036の全部の区域、同林班番号77、79、80、81及び1035の一部の区域並びに昭和47年12月1日現在のハツタヒほか3の官行造林地の全部の区域</p>

鳥取県告示第617号

平成10年鳥取県告示第615号（農地法第3条第2項第5号の農地又は採草放牧地の面積等について）の一部を次のように改正し、平成16年9月1日から施行する。

平成16年8月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線

が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後				改正前					
郡市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積（ヘ クター ル）	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積（ヘ クター ル）	郡市名	区	域	農地法 第3条 第2項 第5号 の農地 又は採 草放牧 地の面 積（ヘ クター ル）	農地法 第6条 第1項 第2号 の小作 地の面 積（ヘ クター ル）
略				略					
	北条町	江北及び国坂				北条町	江北及び国坂		
	大栄町	大字西高尾、大字東高尾、大字岩坪、大字上種、大字下種、大字西穂波、大字原、大字瀬戸、大字東園、大字西園、大字六尾、大字島及び大字穂波	0.5	0.9		大栄町	大字西高尾、大字東高尾、大字岩坪、大字上種、大字下種、大字西穂波、大字原、大字瀬戸、大字東園、大字西園、大字六尾、大字島及び大字穂波	0.5	0.9
	琴浦町	大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮、大字古長、大字矢下、大字宮場、大字八反田、大字法万、大字杉地、大字光好、大字森藤、大字鋤、大字杉下、大字下大江、大字美好、大字三保、大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光及び大字尾張				東伯町	大字野井倉、大字中津原、大字三本杉、大字別宮、大字古長、大字矢下、大字宮場、大字八反田、大字法万、大字杉地、大字光好、大字森藤、大字鋤、大字杉下、大字下大江、大字美好及び大字三保		
	赤碕町	大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光及び大字尾張				赤碕町	大字笹津、大字八幡、大字梅田、大字湯坂、大字光及び大字尾張		
	関金町	大字泰久寺、大字松河原、大字大鳥居、大字安歩、大字野添、大字小泉、大字米富、大字	0.5	0.8		関金町	大字泰久寺、大字松河原、大字大鳥居、大字安歩、大字野添、大字小泉、大字米富、大字	0.5	0.8

東伯郡	福原、大字明高、大字堀及び大字今西 琴浦町大字逢束、大字浦安、大字上伊勢、大字中尾、大字槻下、大字金屋、大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大父及び大字山川				
	東郷町大字田畑及び大字久見のうち田畑二を除く区域 関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 北条町土下、米里、島、北尾、田井、弓原、下神、松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 琴浦町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文、大字倉坂、大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村	0.5	0.7		
	琴浦町大字下伊勢、大字田越、大字保、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋	0.4	0.8		
	略				
東伯郡	福原、大字明高、大字堀及び大字今西 東伯町大字逢束、大字浦安、大字上伊勢、大字中尾、大字槻下及び大字金屋 赤碕町大字竹内、大字宮木、大字高岡、大字大父及び大字山川				
	東郷町大字田畑及び大字久見のうち田畑二を除く区域 関金町大字山口、大字郡家及び大字関金宿 北条町土下、米里、島、北尾、田井、弓原、下神、松神及び曲 大栄町大字由良宿、大字妻波及び大字大谷 東伯町大字野田、大字福永、大字大杉、大字山田、大字公文及び大字倉坂 赤碕町大字勝田、大字西宮、大字太一垣、大字佐崎及び大字中村	0.5	0.7		
	東伯町大字下伊勢、大字田越、大字保、大字徳万、大字丸尾、大字笠見及び大字八橋	0.4	0.8		
	略				
	羽合町大字宇野 三朝町大字俵原、大字三徳、大字坂本、大字片柴、大字余戸、大字砂原、大字三朝、大字山田、大字横手及び大字大瀬 琴浦町大字赤碕、大字松谷、大字別所及び大字	0.3	0.7		
	羽合町大字宇野 三朝町大字俵原、大字三徳、大字坂本、大字片柴、大字余戸、大字砂原、大字三朝、大字山田、大字横手及び大字大瀬 赤碕町大字赤碕、大字松谷、大字別所及び大字	0.3	0.7		

	出上		
	略		
略			

	出上		
	略		
略			

